

令和3年6月18日

監査委員決定

令和3年度 定期監査実施計画の修正について

令和3年3月18日付けで決定した令和3年度定期監査実施計画について、杉並区監査委員監査基準第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり修正する。

記

1 修正理由

定期監査実施計画では、庁内全部局及び庁外施設52か所（区民生活部8所、保健福祉部15所、子ども家庭部12所、都市整備部2所、環境部1所、教育委員会事務局（学校を含む）14所）を監査対象としたところであるが、新型コロナウイルスの感染状況やワクチン接種の進捗状況等を勘案し、各部局の負担軽減と即応力の確保を図る観点から、監査対象を減じる必要がある。

2 修正箇所

監査対象を次のとおり減じることとする。

- (1) 区民生活部の区外宿泊施設1所（富士学園を予定）及び保健福祉部の障害者通所施設1所（重症心身障害児通所施設わかばを予定）を監査の対象外とする。
- (2) 保健所の事務事業のうち、新型コロナウイルス予防接種担当課長の所管する事務事業を監査の対象外とする。
- (3) 教育委員会事務局（学校を含む）のうち、小学校を6校から4校に、中学校を4校から2校に減じる。

なお、修正後の令和3年度定期監査実施計画は、別添のとおりである。